新規指定申請　手続きフロー

STEP 1

県の担当者と事前協議

指定を受けたい月のおおよそ2～3ヶ月前
※オンライン可

・事前アポイントをとり、県の担当者と事前協議を行います。

・実際に事業を行う方が出席してください。

STEP 2

チェックリストを確認のうえ、必要書類一式を提出

指定を受けたい月の**前々月の末日**まで

・申請書提出期限までにすべての必要書類を揃える必要があります。

・提出方法は**持参・郵送・電子申請**のいずれかです。

STEP 3

県の担当者が申請書類を審査

・職員が申請内容を確認します。

・状況に応じて書類の補正や追加資料の提出を求める場合があります。

STEP 4

指定基準を満たしていることが確認されると新規指定

・申請者宛てに指令書が発送されます。

・指定後は**6年ごと**に指定の更新が必要です。